

付 議 第 6 号

知事の事務の補助執行等に関する協議議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき知事から別紙のとおり協議のあった家庭的保育事業に関する事務の補助執行及び地域子育て支援拠点事業に関する事務の補助執行の廃止に同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第25号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

21 高行管第 541 号
平成 22 年 3 月 16 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一 様

高知県知事 尾崎 正



補助執行の協議について

このことについて、下記 1 の事務については、貴委員会又は教育長が所管している事務と一体となって執行することがより効果的かつ効率的であるものと考えられ、下記 2 の事務については、児童福祉事業と一体となって執行することが効果的かつ効率的であるものと考えられますので、教育長への補助執行及び補助執行の廃止について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行させる事務

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 9 項に規定する家庭的保育事業の実施に係る次に掲げる事務

- (1) 事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出並びに事業の廃止及び休止の届出の受理（法第 34 条の 14）
- (2) 事業を行う市町村からの報告の徴収及び関係者に対する質問（法第 34 条の 16 第 1 項）
- (3) 事業を行う市町村に対する措置命令（法第 34 条の 16 第 3 項）
- (4) 事業を行う市町村に対する事業の制限及び停止の命令（法第 34 条の 16 第 4 項）

2 補助執行を廃止する事務

法第 6 条の 2 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業の実施に係る次に掲げる事務（平成 21 年 4 月高知県告示第 285 号の 1 の（1））

- (1) 事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出及び事業の廃止の届出の受理（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条）
- (2) 事業を経営する者からの報告の徴収（社会福祉法第 70 条）
- (3) 事業の経営の制限及び停止の命令（社会福祉法第 72 条）

3 補助執行を廃止する時期

平成 22 年 4 月 1 日

4 補助執行をする時期

平成 22 年 4 月 1 日

知事の事務の補助執行等に関する協議

1 教育長への補助執行事務

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 9 項に規定する家庭的保育事業の実施に係る次の事務

- (1) 事業の開始に係る届出、当該届出並びに事業の廃止及び休止の届出の受理（児童福祉法第 34 条の 14）
- (2) 事業を行う市町村からの報告の徴収及び関係者に対する質問（児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項）
- (3) 事業を行う市町村に対する措置命令（児童福祉法第 34 条の 16 第 3 項）
- (4) 事業を行う市町村に対する事業の制限及び停止の命令（児童福祉法第 34 条の 16 第 4 項）

2 教育長への補助執行を廃止する事務

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業の実施に係る次の事務

- (1) 事業の開始に係る届出、当該届出事項の変更の届出及び事業の廃止の届出の受理（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条）
- (2) 事業を経営する者からの報告の徴収（社会福祉法第 70 条）
- (3) 事業の経営の制限及び停止の命令（社会福祉法第 72 条）

3 同意の理由

(1) 教育長への補助執行事務について

平成 22 年 4 月 1 日から施行される児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業の事務の補助執行の協議があったもの。この事業は、保育所における保育を補完するものとして位置付けられ、教育委員会又は教育長が所管している事務と一体となって執行することが効果的かつ効率的であると認められるため。

(2) 教育長の補助執行事務の廃止について

平成 21 年 4 月 1 日から施行された児童福祉法の一部改正に伴い補助執行していた地域子育て支援拠点事業の事務については、少子化対策の体制整備にあわせ知事部局において一体となって執行することがより効果的かつ効率的であると認められるため。

児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ※② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業
 - また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。
- ※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出（※事後）
（事業開始から1ヶ月以内）

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、
・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出（※事前）

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

+

都道府県知事は、
・事業者が命令・処分に違反した場合
・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

4

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業）については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

5